

川崎市病院局規程第 17 号

川崎市病院局企業職員の育児休業等に関する規程の一部を改正する規程を次のように定める。

令和 7 年 9 月 30 日

川崎市病院事業管理者 金 井 歳 雄

川崎市病院局企業職員の育児休業等に関する規程の一部を改正する規程

川崎市病院局企業職員の育児休業等に関する規程（平成１７年川崎市病院局規程第３５号）の一部を次のように改正する。

第１９条の見出し中「部分休業」を「第１号部分休業」に改め、同条第１項を次のように改める。

管理者は、職員（育児短時間勤務職員を除く。以下この条及び次条において同じ。）が請求した場合において、公務の運営に支障がないと認めるときは、当該職員がその小学校就学の始期に達するまでの子を養育するため、正規の勤務時間（勤務時間規程第２条から第４条の２まで及び第７条の規定による勤務時間をいう。次条において同じ。）において、１日を通じて２時間（勤務時間規程により育児時間、介護時間又は子育て部分休暇を承認されている職員（非常勤職員を除く。）については、２時間から当該育児時間、当該介護時間又は当該子育て部分休暇を減じた時間）を超えない範囲内で、３０分を単位として勤務しないこと（以下「第１号部分休業」という。）を承認することができる。

第１９条第２項中「部分休業」を「第１号部分休業」に改める。

第１９条の次に次の１条を加える。

（第２号部分休業の承認）

第１９条の２ 管理者は、職員が請求した場合において、公務の運営に支障がないと認めるときは、当該職員がその小学校就学の始期に達するまでの子を養育するため、正規の勤務時間において、１年を通じて７７時間３０分（非常勤職員にあっては、当該非常勤職員の勤務日１日当たりの勤務時間数に１０を乗じて得た時間）を超えない範囲内で、１時間を単位として勤務しないこと（以下「第２号部分休業」という。）を承認することができる。ただし、次の各号に掲げる場合にあっては、それぞれ当該各号に定める時間数の第

2号部分休業を承認することができる。

(1) 1回の勤務に係る日ごとの勤務時間に分を単位とした時間がある場合であって、当該勤務時間の全てについて承認の請求があったとき 当該勤務時間の時間数

(2) 第2号部分休業の残時間数に1時間未満の端数がある場合であって、当該残時間数の全てについて承認の請求があったとき 当該残時間数

第20条を次のように改める。

前2条の規定にかかわらず、次に掲げる職員は、第1号部分休業及び第2号部分休業をすることができないものとする。

(1) 法第17条の規定による短時間勤務をしている職員

(2) 勤務日の日数を考慮して管理者が定める非常勤職員以外の非常勤職員
第21条を次のように改める。

第21条 第1号部分休業及び第2号部分休業の請求をしようとする職員は、毎年4月1日から翌年3月31日までの期間ごとに、あらかじめ、第1号部分休業又は第2号部分休業のいずれかを請求するかを管理者に申し出るものとする。

2 管理者は、配偶者が負傷又は疾病により入院したこと、配偶者と別居したことその他の第1項の規定による申出時に予測することができなかった事実が生じたことにより、当該申出の内容を変更しなければ当該職員の小学校就学の始期に達するまでの子の養育に著しい支障が生じると管理者が認める事情がある場合に限り、当該申出の内容を変更することができる。

3 第1号部分休業及び第2号部分休業の承認の請求、第1項の規定による申出（以下「第1項申出」という。）及び第2項の規定による変更（以下「第2項変更」という。）は、部分休業簿（第5号様式）により行うものとする。
。

4 第2条第2項本文の規定は部分休業の承認の請求について、第4条の規定は部分休業に係る子が死亡した場合等の届出について準用する。

5 管理者は、第1項申出時に予測することができなかった事実が生じたことにより第2項変更をしなければ条例第23条の5に規定する子の養育に著しい支障が生じるか否かを判断するため必要があると認めるときは、第2項変更をしようとする職員に対して証明書類の提出を求めることができる。

第24条を第25条とし、第23条を第24条とし、第22条の次に次の1条を加える。

（第2号部分休業をした職員の給与の減給）

第23条 勤務時間規程第20条の3第5項の規定は、第2号部分休業について準用する。

第5号様式（1）及び第5号様式（2）を次のように改める。

第5号様式（1）

部 分 休 業 簿

申 出 対 象 期 間		年度	
-------------	--	----	--

所 属	氏 名	職 員 コー ド

請 求 に 係 る 子	氏 名	続 柄 等	生 年 月 日
			年 月 日

申 出	申 出 年 月 日	申 出 の 内 容	※ 「申出の内容」欄には、①又は②を記入する（「変更後の内容」欄も同様とする。）。	
	年 月 日		① 1日につき2時間を超えない範囲内	② 1年につき条例で定める時間（10日相当）を超えない範囲内

変 更 （第1回目）	変 更 年 月 日	変 更 後 の 内 容	変 更 が 必 要 な 事 情	特 別 の 事 情 の 有 無	局 人 事 担 当 課 長 の 認 認	押 印 欄
	年 月 日					

変 更 （第2回目）	変 更 年 月 日	変 更 後 の 内 容	変 更 が 必 要 な 事 情	特 別 の 事 情 の 有 無	局 人 事 担 当 課 長 の 認 認	押 印 欄
	年 月 日					

備 考						
-----	--	--	--	--	--	--

(注) 1 承認の請求の場合は、請求に係る子の氏名、職員との続柄等及び生年月日を証明する書類（医師又は助産師が発行する出生（産）証明書、母子健康手帳の出生届出済証明書、官公署が発行する出生届受理証明書又は養子縁組届受理証明書、事件が係属している家庭裁判所等が発行する事件係属証明書、児童相談所長が発行する委託措置決定通知書又は証明書等のいずれか。写しでも可）を添付すること。
2 第1号部分休業の承認の請求の場合は第5号様式（2）を、第2号部分休業の承認の請求の場合は第5号様式（4）を用いること。
3 第1号部分休業の承認が職員からの請求に基づき取り消された場合は、その旨を第5号様式（3）に記入すること。

第5号様式（2）

年度

整理 番号	※ 第 1 号 部 分 休 業 の 承 認 の 請 求 を す る 期 間			※ 請 求 年 月 日	承認の 可 否	押 印 欄					備 考													
	年	月	日			時	分	秒	又 は 曜 日 等	間														
1	年	月	日	から	年	月	日	まで	時	分	から	時	分	まで	年	月	日							
2	年	月	日	から	年	月	日	まで	時	分	から	時	分	まで	年	月	日							
3	年	月	日	から	年	月	日	まで	時	分	から	時	分	まで	年	月	日							
4	年	月	日	から	年	月	日	まで	時	分	から	時	分	まで	年	月	日							
5	年	月	日	から	年	月	日	まで	時	分	から	時	分	まで	年	月	日							
6	年	月	日	から	年	月	日	まで	時	分	から	時	分	まで	年	月	日							
7	年	月	日	から	年	月	日	まで	時	分	から	時	分	まで	年	月	日							
8	年	月	日	から	年	月	日	まで	時	分	から	時	分	まで	年	月	日							
9	年	月	日	から	年	月	日	まで	時	分	から	時	分	まで	年	月	日							
10	年	月	日	から	年	月	日	まで	時	分	から	時	分	まで	年	月	日							

(※印の欄は請求者が記入する。)

第5号様式（2）の次に次の2様式を加える。

第5号様式（3）

年度

整理番号	※ 第1号部分休業の承認			を取り消す期間			押印欄	備考				
	年	月	日	時	分から	時まで						
1	年	月	日から	年	月	日まで	時	分から	時まで			
2	年	月	日から	年	月	日まで	時	分から	時まで			
3	年	月	日から	年	月	日まで	時	分から	時まで			
4	年	月	日から	年	月	日まで	時	分から	時まで			
5	年	月	日から	年	月	日まで	時	分から	時まで			
6	年	月	日から	年	月	日まで	時	分から	時まで			
7	年	月	日から	年	月	日まで	時	分から	時まで			
8	年	月	日から	年	月	日まで	時	分から	時まで			
9	年	月	日から	年	月	日まで	時	分から	時まで			
10	年	月	日から	年	月	日まで	時	分から	時まで			

(※印の欄は請求者が記入する。)

附 則

（施行期日）

- 1 この規程は、令和 7 年 1 0 月 1 日から施行する。

（経過措置）

- 2 この規程の施行の日から令和 8 年 3 月 3 1 日までの間における部分休業（地方公務員の育児休業等に関する法律（平成 3 年法律第 1 1 0 号）第 1 項に規定する部分休業をいう。）を請求する場合における改正後の規程第 1 9 条の 2 の規定の適用については、同条中「7 7 時間 3 0 分」とあるのは「3 8 時間 4 5 分」と、「1 0」とあるのは「5」とする。